

令和2年12月21日

## 告示

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 5 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、ワタナベボクシングジム（以下「ワタナベジム」という）所属ボクサーである山本ライアンジョシュア（ライセンスNo. 46790）選手を令和2年12月19日より1年間のライセンス停止処分とする。

理由： ワタナベジム山本ライアンジョシュア選手は、令和2年12月20日の試合の前日計量において0.3kg体重超過し計量失格となった。

このことは競技としてのボクシングの権威と信用を著しく棄損する行為であり、当財団は山本ライアンジョシュア選手を令和2年12月19日より1年間のライセンス停止処分とする。

当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 2 項 2 号に基づき、ワタナベジムのマネージャーである山元浩嗣（ライセンスNo.36010）マネージャーを戒告処分とする。

理由： 当財団は、山元浩嗣氏が上記記載の事実についてマネージャーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション